

# お 知 ら せ

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、平成 年 月 日より、明細書を無料で発行することといたしました。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

(一社)京都府医師会  
当 院

- **レセプト電子請求が義務付けられた医療機関**（正当な理由を有する診療所を除く）については、領収証を交付するに当たっては、明細書が無償で交付しなければならないこと。その際、病名告知や患者のプライバシーにも配慮するため、明細書を発行する旨を院内掲示等により明示するとともに、会計窓口「明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。」と掲示すること等を通じて、その意向を的確に確認できるようにすること。
- **レセプト電子請求が義務付けられた医療機関**（正当な理由を有する医療機関を除く。なお、病院にあっては、平成29年度末までに限る）は、公費負担医療の対象である患者等、一部負担金等の支払いがない患者（当該患者の療養に要する費用の負担の金額が公費により行われるものを除く）についても、患者から求められたときは、明細書が無償で発行しなければならないこと。

# お 知 ら せ

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、希望される方には、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただいた上で、発行を希望される方は受付までお申し出ください。発行手数料は1枚 円になります。

なお、すべての患者さんへの明細書の発行、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない患者さんへの明細書の発行については、システムの改修が必要なため、現時点では行っておりませんので、その旨ご了承ください。

(一社)京都府医師会  
当 院

- 「**正当な理由**」に該当する診療所」については、患者から明細書の発行を求められた場合には明細書を交付しなければならないものであり、「**正当な理由**」に該当する旨および希望する患者には明細書を発行する旨（明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額、当該金額が1,000円を超える場合には料金設定の根拠およびレセプトコンピュータ若しくは自動入金機の改修時期を含む）を院内掲示等で明示するとともに、近畿厚生局京都事務所に届出を行うこと。なお、「**正当な理由**」に該当する診療所とは、以下に該当する場合であること。
  - （1）明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している場合
  - （2）自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な場合。
  
- **公費負担医療の対象である患者等、一部負担金等の支払いがない患者（全額が公費により行われるものを除く）への発行**についての「**正当な理由**」に該当する医療機関」については、「**正当な理由**」に該当する旨並びに明細書を発行する場合には費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額、当該金額が1,000円を超える場合には料金設定の根拠およびレセプトコンピュータまたは自動入金機の改修時期を院内掲示等で明示するとともに、近畿厚生局京都事務所に届出を行うこと。ただし、上記により届出を行っている診療所については、別途届出を行うことは要しないこと。なお、「**正当な理由**」に該当する医療機関とは、以下に該当する場合であること。
  - （1）一部負担金等の支払いがない患者に対応した明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している場合
  - （2）自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な場合

# お 知 ら せ

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、希望される方には、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただいた上で、発行を希望される方は受付までお申し出ください。発行手数料は  
1枚                      円になります。

(一社)京都府医師会  
当 院

- レセプト電子請求が義務付けられていない医療機関（手書き医療機関含む）  
申し出に応じて明細書を発行できる医療機関

# お 知 ら せ

当院では、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行するシステムを備えていないため、明細書の発行はしておりません。

その点ご理解いただき、診療にかかる費用については、初・再診料、投薬、注射などの区分ごとに費用を記載した領収証を発行いたしますのでご確認ください。

(一社) 京都府医師会  
当 院

- レセプト電子請求が義務付けられていない医療機関 (手書き医療機関含む)  
明細書を発行できない医療機関